◇日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定（条約第七号）（外務省）

この協定は、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊（以下「イタリア軍隊」という。）との間における物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、自衛隊とイタリア軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。（第一条関係）

2　いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。（第二条関係）

3　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。物品又は役務を受領した締約国政府は、当該物品又は役務を提供した締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した締約国政府の部隊以外の者に移転してはならない。（第三条関係）

4　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。（第四条関係）

5　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。（第五条関係）

6　この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するイタリア軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。（第六条関係）

7　この協定は、十年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長される。（第七条関係）

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十七号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十八号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十三条の四（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「予備自衛官である者の使用者に対する給付金（第九十七条の二）」を「給付金（第九十七条の二）」に改め、「即応予備自衛官である者の使用者に対する」を削る。

第五章第六節第二款の款名を次のように改める。

第二款　給付金

第九十七条の三の見出しを「（給付金の日額）」に改め、同条中「第七十三条の三第一項」の下に「及び第七十三条の四第一項」を加える。

第九十七条の四の見出しを「（負傷又は疾病の療養に係る給付金の支給の限度となる期間）」に改め、同条中「第七十三条の三第一項第二号」の下に「及び第七十三条の四第一項第二号」を加える。

第九十七条の五の見出しを「（給付金の支給の申請等）」に改め、同条第一項中「第七十三条の三第一項」の下に「又は第七十三条の四第一項」を加える。

第九十七条の六中「第七十三条の三第一項」の下に「及び第七十三条の四第一項」を加える。

第五章第七節第二款の款名を次のように改める。

第二款　給付金

第百二条の七中「である者の使用者に対する」を「に係る」に改め、「（見出しを含む。）」を削る。